

ふくいDX加速化補助金交付要領

(通則)

第1条 ふくいDX加速化補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）（以下「交付規則」という。）および福井県産業労働部経営改革課所管補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定によるほか、この要領で定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条各号に該当する商工業者とする。
- (2) 「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する中小企業者または中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に該当する中小企業団体とする。
- (3) 「みなし大企業」とは、以下のいずれかに該当する者とする。

ア 発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

- (4) 「デジタルツール」とは、デジタル技術を活用した機械装置、自社の業務のために構築または導入する情報システムやパッケージソフトウェア、月額や年額の利用料を支払い、サービスを利用するサブスクリプションサービス、自社に設備を設置せず、遠隔地に設置された設備からネットワーク経由でサービスを利用するクラウドサービス等、デジタル技術を活用した機械装置やシステム、ソフトウェア等とする。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、県内中小企業等がIoT・AI・VR・RPA・クラウドサービス等のデジタルツールを導入し、業務効率化や生産性向上、業務等の変革を図る取組みを支援することにより、県内企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）を加速させることを目的とする。

(補助事業の内容)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）および経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

(補助対象事業者)

第5条 補助対象事業者は、福井県内に本店所在地の法人登記が行われており（個人の場合は県内に住所を有していること）、県内に生産またはサービスの主要な拠点を有する者のうち、次の各号に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 小規模事業者
- (2) 中小企業者等（ただし、みなし大企業を除く）
- (3) 上記のほか、知事が適当と認める法人

(補助対象期間)

第6条 補助金交付事業の期間は、交付決定の日から交付決定日の属する年度の1月31日までを原則とする。

(交付申請の制限)

第7条 補助事業を申請しようとする者は、申請した補助事業に係る自主財源分について、他の補助事業による補助を受けることができない。

(補助金の交付決定までの手続)

第8条 知事は、次の手続により、各事業年度における補助金交付事業を決定するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする事業者（以下、「申請者」という。）は、様式第1の補助金交付に関する事業計画書（以下、「事業計画書」という。）を作成し、別に定める期日までに知事に提出するものとする。
- (2) 申請者は、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して事業計画書を作成しなければならない。ただし、申請時において当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- (3) 知事は、事業計画書の提出があったときは、当該申請に係る審査を行うほか、必要に応じて現地調査等を行い、その結果、適当と認められるものについて通知する。

(補助事業の審査および採択基準)

第9条 補助事業の審査および採点基準については、次の各号のとおりとする

- (1) 知事は、別表2に掲げる審査基準に基づいて採択の可否を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択する補助事業を決定する。
- (2) ①知事は、学識経験者、行政機関等で構成する「ふくいDX加速化補助金審査委員会」を設置し、補助事業の採択について諮問する。
②前号に規定する委員会は、知事の諮問を受け、事業計画書の内容について、次に掲げる要件の適否を審査し答申することとする。
 - ア (1)の採択基準に適合していること
 - イ 事業計画および方法が、その目的を達成するために適切であり、かつ、十分な成果を期待し得る事業であること
 - ウ 補助対象者として不適当と認められる行為がない者であること

(補助金の交付申請)

第10条 第8条(3)による通知を受けた申請者（以下、「補助事業者」という。）は、様式第2の補助金交付申請書を、別に定める資料を添付して、別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 知事は、補助事業者から交付申請書の提出があったときは、すみやかに補助事業者の様式第3にて補助金交付決定通知をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第11条 知事は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助事業者に対して次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(第12条(1)に該当する場合を除く。)をする場合、様式第4の補助事業計画変更承認申請書により承認を受けること。
- (2) 補助事業を行うため締結する契約の方法に関する事項その他補助金交付事業に要する経費の使用方法に関すること。
- (3) 補助事業の内容の変更(第12条(2)に該当する場合を除く。)をする場合、様式第4の補助事業計画変更承認申請書により知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、または廃止する場合、様式第5の補助事業中止(廃止)申請書により知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が指定の期間内に完了しない場合、またはその遂行が困難となった場合は知事に報告し、指示を受けること。

(軽微な変更)

第12条 補助金の経費配分の変更について、事業目標を変更しない範囲で、次に該当する事項は軽微な変更の範囲とする。

- (1) 補助対象経費の各経費区分において20%の範囲内の変更(補助対象経費区分ごとの金額相互間でいずれか低い額の20%以内の変更額の増減のもの)で補助金の総額に変更を生じないもの
- (2) 補助事業の目的および事業の遂行に影響を及ぼさない範囲での変更(原材料の数量、機械装置等の仕様の変更等、補助事業の細部の変更)

(補助金の交付決定の辞退)

第13条 補助事業者は、第10条第2項による交付決定通知書を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容またはこれに付された条件に対する不服、その他の理由により交付決定を辞退しようとするときは、当該交付決定通知を受けた日の翌日から15日以内に様式第6の補助事業交付決定辞退申請書を知事に提出して交付決定を辞退することができるものとする。

2 知事は、前項の書類の提出があったときは、当該申請に係る補助金交付決定を取り消すものとする。

(補助事業の遂行)

第14条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途へ使用してはならない。

(遂行状況の報告)

第15条 補助事業者は、別に定める時期に、当該事業の遂行状況を様式第7の事業遂行状況報告書により知事に報告するものとする。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了した日から10日以内に様式第8の補助事業完了実績報告書(以下「実績報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除

税額が明らかな場合は、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 知事は、補助事業者から第17条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容およびこれに付された条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を様式第9の補助金の額の確定通知書によって当該補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第18条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10の精算払請求書により知事に補助金の交付請求を行うこととする。

(補助金の支払い)

第19条 知事は、第17条により交付すべき補助金の額を確定したのち、第18条により補助金の交付請求を受けたときは、補助金を補助事業者に対し支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第20条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請に係る補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 県税その他公課を滞納した場合
- (2) 重大な法令違反があったことが明らかになった場合
- (3) 本交付要領の規定に基づく措置に違反した場合または補助事業者が補助金を他の用途へ使用した場合
- (4) 補助事業に関して補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合
- (5) 知事の承認を受けずに、当該補助事業を廃止(中止)した場合
- (6) 当該補助事業を遂行する見込みがないと判断した場合

2 前項の規定は、補助金の額の確定後においても適用されるものとする。

(補助金の返還)

第21条 知事は、第20条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合には、当該補助事業の取消しに係る部分に関し、その額の返還を、期日を定めて命じるものとする。また、補助金返還を求められた補助事業者は、知事が定める期日までに返還しなければならない。

(加算金および延滞金)

第22条 補助事業者は、第21条に基づく補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を求められた補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 補助事業者は、知事から補助金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

- 3 知事は、1 および2においてやむを得ない事情があると認めるときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができるものとする。

(財産の管理及び処分)

第23条 補助事業者は、当該補助事業により取得しまたは効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

また、補助事業者は、取得財産等を目的以外の用途に使用し、他の者に貸付けもしくは譲渡し、他の物件を交換し、または担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第11の取得財産等の処分等承認申請書により、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等の取得価格が50万円（税抜き）未満のもの、財産の取得または効用の増加から5年経過したものはこの限りではない。

なお、補助事業者は、取得財産等を移設する場合は、様式第15の取得財産（機械設備・備品等）の移設届出書により、知事に届け出るものとする。

- 2 取得財産等の管理期間は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。
- 3 知事は、2の期間中において必要があると認めるときは、補助事業者の管理状況を調査することができるものとする。
- 4 知事は、補助事業者が1の取得財産等の目的以外の用途の処分により収入金を得たときは、遅滞なく様式第12の取得財産等の処分等による収入金報告書を提出させるものとする。
- 5 知事は、1の承認をする場合または前項の収入がある場合にあっては、当該取得財産等の残存価額（圧縮記帳を行わない価額）または当該収入金の全部または一部を納付させることができる。

(立入検査等)

第24条 知事は、補助金交付事業の適正を期するため、必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、または知事が指定する者により、補助事業者の事務所等に立ち入り関係帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

(補助金の経理)

第25条 補助事業者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(事業実施状況等の報告)

第26条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後3年間、当該補助事業の過去1年間の状況等について、6月30日までに、様式第13により知事に報告しなければならない。

(消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第27条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により、補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第14の補助金に係る消費税および地方消費税額の確定に伴う報告書により、すみやかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の規定については、第21条の規定を準用する。

(暴力団排除に関する誓約)

第28条 補助事業者は、別表3に定める暴力団排除に関する誓約事項について、本補助金の申請時に誓約しなければならず、補助金交付に関する事業計画書の提出をもってこれに誓約したものとする。

(その他の事項)

第29条 この要領に定めるもののほか、補助金交付事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、知事が別に定めることができる。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和8年4月1日から施行する。

(別表1)

1 補助対象事業

デジタルツールを活用し、自社の生産性向上や業務等の変革を図ることにより、自社の付加価値や売上を向上させ、競争上の優位性を確立しようとする取組み、またはその取組みをもとに新たなビジネスモデルの構築を目指し、ITシステムの開発・改修等に取り組む事業であって、DXを加速するための社内体制の整備や人材育成に積極的に取り組む事業者が福井県内で実施する事業

2 補助率および補助限度額

申請者	補助率	補助下限額	補助限度額
小規模事業者	2 / 3	300千円	4,000千円
上記以外の事業者	1 / 2		

3 補助対象経費

経費	内容
機械装置費・システム費	・専ら補助事業のために使用されるデジタルツール（機械・装置・部品(センサー、RFID等)、工具・器具(測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等)および専用ソフトウェア)の購入、制作、借用、改良、据付け、修繕に要する経費
外注費・委託費	・補助事業の実施に必要なシステム等の開発および設計に係る外注費または委託費
専門家経費	・外部（専門家等）から補助事業の実施に必要な指導を受ける場合に要する謝金や旅費
通信運搬費	・運搬料、宅配・郵送料等に要する経費
クラウド使用料	・専ら補助事業のために使用されるクラウドサービスの使用料および通信料 ※従量課金方式のサービスは対象外
研修費	・社員がデジタル技術やデジタルツールに関する知識を深めるために参加する研修の参加費や旅費
その他経費	・上記以外で福井県が必要と認める経費

4 補助対象経費についての留意事項

- ・原則として、交付決定日以降に契約し、交付決定日の属する年度の1月31日までの間に要する費用を補助対象とする。
- ・複数年（カ月）契約の経費は、補助対象期間内の期日までに支払を完了した経費と補助事業の完了する日までの利用分を上限として按分した経費を比較した場合における低い方の額を補助対象とする。
- ・他の取引との相殺払による支払、手形による支払、手形の裏書譲渡、小切手、ファクタリング（債権譲渡）による支払、事業期間内に契約が完了しない割賦による支払は行わないこと。

5 補助対象外経費

以下の経費は補助対象外とする。

- (1) 補助金の交付決定日前に発注、購入、もしくは契約し、または補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- (2) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料および光熱水費
- (3) 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウド使用料に含まれる付帯経費を除く）
- (4) 商品券等の金券、収入印紙および振込等手数料（代引手数料を含む）
- (5) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代および団体等の会費
- (6) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- (7) 自動車等車両の購入費、修理費および車検費用ならびに不動産の購入費
- (8) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- (9) 公租公課（消費税および地方消費税等）
- (10) 各種保険料、借入金等の支払利息および遅延損害金
- (11) 事業計画書等の作成および送付に係る費用
- (12) 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、**事務用**のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機等）の購入費
- (13) 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- (14) 設置場所の整備工事または基礎工事
- (15) 自社以外の場所に設置して利用する機械・器具等の購入費
- (16) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

6 その他

申請者が消費税の課税業者で、消費税仕入控除税額がある場合は、当該事業の補助対象経費に係る消費税相当額はすべて対象外となる。

(別表2)

<審査基準>

審査項目	配点	係数	内容
自社の現状・課題認識	10	×1	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の現状を的確に認識できているか ・DXの推進により目指す姿が明確であるか ・上記を踏まえ、自社の課題を的確に認識できているか
補助事業の内容および効果	10	×2	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の課題に即した内容であるか ・自社の経営に対して与える効果を的確に把握できているか ・達成しようとする収支計画や数値目標は妥当であるか ・単純なデジタル化や効率化にとどまらず、自社の業務や経営に変革をもたらす取組みであるか
補助事業の実現可能性	10	×1	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の内容は実現が見込める内容であるか ・事業期間は適当であるか
競争上の優位性の確立	10	×2	<ul style="list-style-type: none"> ・同業他社から競争上の優位性を確立する取組みであるか ・同業他社にはない独自性のある取組みであるか
DX推進に向けた社内体制	10	×1	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の実施に向けた社内体制が整っているか ・補助事業終了後も、持続的にデジタル活用を推進できる組織体制を有しているか
DX推進に向けた人材育成	10	×1	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の実施に必要な人材を確保しているか、または確保するための計画を有しているか ・DX推進・デジタル活用を継続的に担う人材を確保し、育成するための計画を有しているか
自社におけるDX推進計画	10	×1	<ul style="list-style-type: none"> ・自社におけるDX推進に向けた取組みを具体的に検討できているか ・補助事業の内容は、今後のDX推進に向けた取組み内容に照らして妥当な内容か
予算・仕様の妥当性	10	×1	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書に物品や実施項目ごとに詳細な金額が記載されており、その金額は相場に照らして妥当であるか ・仕様書に導入しようとするデジタルツールの内容やハードウェアのスペックが詳細に記載されており、その内容は申請事業に照らして必要十分であるか

<加点要素>

以下の要件を満たす申請は、審査において一定の点数を加点する。

○技術の先進性

I o T ・ A I ・ V R ・ ドローン等、先進的なデジタル技術を有効に活用した取り組みであること

○ふくいDX推進宣言企業に登録されている事業者

募集締切日時点において「ふくいDX推進宣言企業」(<https://www.fisc.jp/it/dxsengen/>)に登録されている事業者であること

○パートナーシップ構築宣言を行っている事業者

募集締切日時点において、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)において宣言を公表している事業者であること

○賃上げ宣言を行っている事業者

募集締切日時点において、社員ファースト企業宣言

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/syainfirstsengen.html>)にかかる登録申請を県へ行っており、「めざせ「社員ファースト企業」宣言書」(「社員ファースト企業」宣言制度実施要綱 様式第2号(第4条関係))の今後の取組項目欄において「(6)賃金引上げ」を選択している事業者であること

○福井県カーボンニュートラル推進企業表彰の受賞者

募集締切日から起算して過去3年以内に福井県カーボンニュートラル推進企業表彰

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dengen/hyousyou.html>)を受賞していること

※ 提出書類について、次の事項が守られていない場合は、申請内容に関わらず不採択となる場合があるため、注意すること。

- ・複数社の見積が添付されていない場合(添付できない理由が明確かつ適切である場合を除く)
- ・記載内容(数値等)に誤りや不足(記入漏れ等)がある場合
- ・デジタルツールの導入による効果の根拠が明確でない場合

(別表3)

<暴力団排除に関する誓約>

暴力団排除に関する誓約事項

補助事業者は、補助金の交付申請時、補助対象事業の実施期間内及び完了後において、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約しなければならない。また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、不利益を被ることとなった場合においては、異議は一切申し立てないことを誓約しなければならない。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。